

Press Release

ほうどうかんけいしゃ かくい 報道関係者 各位 令和6年6月26日

【照会先】社会・援護局障害保健福祉部企画課長 えぐち みつる 江口満

しょうがいふくしか ちいきせいかつ はったつしょうがいしゃしえんしつちょう は の 障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室長 羽野 よしろう 喜朗

(代表電話)03(5253)1111 (内線3005)

かぶしきかいしゃぬぐみ ふせいこういとう たいおう 株式会社 恵の不正行為等への対応について

障害者グループホーム等を運営する株式会社恵について、本日、愛知県及びなる古屋市において、同社の運営するグループホーム事業所(5事業所)の指定 を対した。 まこれ はこれ できょうしょ してい できょうしょ かいちけんおよ できょうしょ を し できょうしょ してい 名古屋市において、同社の運営するグループホーム事業所(5事業所)の指定 を 取消処分が行われました。

厚生労働省においては、当該指定取消処分の理由である食材料費の過大徴収について株式会社恵の本社等による組織的な関与が認められることから、障害者のにおりますがいしゃとうごうできます。 かんようせいかつおようせいかつおようだいたのでは、当該指定取消処分の理由である食材料費の過大徴収について株式会社恵の本社等による組織的な関与が認められることから、障害者のにおりますがいたが、日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく、いわゆる連座制を適用することとし、ほんじつでは、はなび関係自治体に通知しました。

これにより、指定取消処分の効力が発生する日から5年間、同社及び同社の役員等は、同一サービス等類型内の他の障害福祉サービス事業所の指定更新及び新規の指定を受けることができないこととなります。(指定取消処分の効力が発生する日のうち、もっとも早い日は令和6年8月31日である。)

厚生労働省においては、同社に対し、本日付で、各事業所における指定更新日までの間の障害福祉サービスの確実な提供や、利用者に対する継続的なサービスの確保等について、行政指導したところです。

また、厚生労働省としては、令和5年12月22日に同社の業務管理体制の整備についての改善勧告を行いましたが、正当な理由なく同勧告に係る措置がとられていないと認められましたので、本日、業務管理体制の整備についての改善命令を行いました。

1 事案の経緯

- 令和5年4月、愛知県より、株式会社恵の運営する複数のグループホームにおいて、利用者が支払う食材料費について過大徴収が行われているとの報告があった。
- 厚生労働省においては令和5年6月以降、障害者総合支援法第51条の3第1 項の規定により、同社に対して業務管理体制に係る検査を実施するとともに、同年 6月に各都道府県・指定都市・中核市に対し、同社の障害福祉サービス事業所の 指定権者として同社の運営する障害者グループホームにおける検査等を実施するよ う求める等、関係自治体との連携の下、対応を進めてきた。
- また、各都道府県等は指定権者として同社の事業所の検査を進めてきたところ、 本日、愛知県及び名古屋市において、同社の運営する障害者グループホームのうち 5事業所について指定取消処分が行われた。
- 2 株式会社恵に対する対応
- n in it is to the to
- 障害者総合支援法第 36 条第3項第6号の規定により、障害福祉サービス 『できょうしょ していとりけししょがん りゅう 事業所の指定取消処分の理由となった事実に関して、組織的な関与が認められた 場合、いわゆる連座制(※)が適用されることとなる。
 - ※ 障害者総合支援法における、いわゆる連座制とは、一事業所等の指定取消において、 当該障害福祉サービス事業者の取消の理由となった事実について、組織的な関与が認められた場合は、その障害福祉サービス事業者の同一サービス等類型内の他事業所等の指定又は更新の拒否につながる仕組みをいう。
- 愛知県及び名古屋市において、本日、株式会社恵の5事業所に対して行われた 世でいとりけししょぶん りゅう 指定取消処分の理由として、いずれも、食材料費の過大徴収及び障害福祉サービス等報酬に係る不正請求等が認められている。

- 昨年6月以降、同社に対して行ってきた業務管理体制に係る検査の結果として、 昨年6月以降、同社に対して行ってきた業務管理体制に係る検査の結果として、 食材料費の過大 徴 収 については、本社等の組織的な関与が認められたところであり、今般の指定取消処分に伴い、障害者総合支援法第36条第3項第6号の規定による、いわゆる連座制が適用される旨を、本日、確認したものである。
- 現在事業を行っている事業所に対する連座制適用の効果は、指定取消処分の 対力が発生する日から5年間、指定更新及び新規指定を受けられなくなるというも のであり、各事業所の指定更新日までの間は、障害者総合支援法に基づく障害 福祉サービス事業所の指定の効力は継続することとなる。

② 改善命令

- 厚生労働省としては、令和5年12月22日に株式会社恵の業務管理体制の整備についての改善勧告(別添2)を行ったが、正当な理由なく同勧告に係る措置がとられていないと認められたため、本日、業務管理体制の整備についての改善命令(別添1)を行った。

3 利用者のサービス確保に向けた対応

① 株式会社恵に対する行政指導

株式会社恵に対しては、障害保健福祉部長名で、本日付けで以下の事項を指導した(別添3)。今後、定期的に同社から、今後の事業に係る状況等の報告を求めることとしている(最初の報告期限は、令和6年7月31日)。

- ・ 利用者や家族等に対する現状の丁寧な説明の実施
- ・ 同社の運営する各障害福祉サービス事業所において、指定更新の期日が到来するまでの間、確実なサービスの提供
- ・事業所の利用者に対する継続的なサービスの確保
- かだいちょうしゅう しょくざいりょうひ かか へんさい かくじつ りこう
 過大徴収した食材料費に係る返済の確実な履行

- くにおよっとどうあけんとう たい ていきてき しんちょくじょうきょうとう ほうこく 国及び都道府県等に対する定期的な進捗状況等の報告
- かんけいじちたい関係自治体との連携
- 各都道府県等に対して、本日、厚生労働省から以下の事項について通知したところであり、引き続き、都道府県等との緊密な連携の下、必要な支援を行っていく (別添4)。
 - ・ サービスの確実な提供に関する指導の実施
 - ・ 株式会社恵の事業所の利用者に対する継続的なサービスの確保に関する指導の実施
 - ・ 相談窓口設置等による利用者やその家族等への必要な情報提供
- 厚生労働省及び同社の運営する障害福祉サービス事業所の指定権限を有する 『ちたい こうせい れんらくかいぎ せっち 自治体とで構成する連絡会議を設置し、第1回目を6月28日に開催する。
- ③ その他
- 厚生労働省においても、利用者やその家族、関係自治体等からの問い合わせ窓口 を設置する。

でんわばんごう 電話番号 03(3595)2500 (直通)

** 月曜日から金曜日 (祝日除く)、午前9時から午後7時

Mail gh-soudan06@mhlw.go.jp

さんこうしりょう (参考資料)

ぶってん かいぜんめいれいしょ れいわ ねん がっ にちづけ がいよう 別添 1 改善命令書(令和 6 年 6 月 26 日付)の概要

ペッマル かいぜんかんこくしょ れい か ねん がっ にちづけ がいよう 別添 2 改善勧告書 (令和 5 年12月22日付) の概要

^{そってん} こうせいろうどうしょう かぶしきかいしゃめぐみ しどうじこう れいわ ねん がっ にちづけ 別添3 厚生労働省から株式会社恵への指導事項(令和6年6月26日付)

でってん かくとどうなけんとう たい きょうりょくいらいつうち れいわ ねん がつ にちづけ 別添4 各都道府県等に対する協力依頼通知(令和6年6月26日付)

べってん かぶしきかいしゃめぐみ しょくざいりょうひ かだいちょうしゅうがくおよ へんかんじょうきょうとう別添5 株式会社恵による食材料費の過大徴収額及びその返還状況等

別添6 グループホーム事業所の指定更新日

(別添1) 改善命令書 (令和6年6月26日付) の概要

ぎょうせいしょぶんとう ないよう 【行政処分等の内容】

1 当該事業者

だいひょうしゃ しょくしめい だいひょうとりしまりゃく なかで りょうすけ 代表者の職氏名 代表取締役 中出 了輔

しゅ しょう しょういち とうきょうとみなとくしば ちょうめ ばん ごう 主たる事務所の所在地 東京都港区芝5丁目3番2号 +SHIFT MITA 6F

2 処分内容

にようがいしゃそうごうしょんほうだい じょう だい こう もと かいぜんめいれい れいお ねん がつ にちづけ 障害者総合支援法第51条の4第3項に基づく改善命令 (令和6年6月26日付)

3 処分理由

被処分事業者に対し、障害者総合支援法第51条の3第1項の規定に基づく業務管理体制の整備に係る特別検査を実施した結果、障害者総合支援法第51条の2第1項の規定に基づく業務管理体制の整備に係る特別検査を実施した結果、障害者総合支援法第51条の2第1項の主務省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備が取られていないことが認められ、障害者総合支援法第51条の4第1項の規定に基づき改善勧告したにもかかわらず、世に当な理由がなく、その勧告に従わなかったため。

4 改善命令の内容

(2) その上で、上記(1)の原因を踏まえ、貴社の業務管理体制・組織体制についても改めて体制等の見直しを行った上で、当該見直し後の新たな体制の下で、速やかに事業所の検査を進め、その結果を報告すること。貴社の報告によれば、これまでのところ、貴社の運営するグループホーム事業所のうち約半数の事業所と、貴社の運営するグループホーム事業所において、全く検査を行っていないことから、これら全ての事業所を対象として実施すること。

5 その他迅速な対応を求める事項

具体的には、現時点で未返還分の金額及びその対象者を各自治体との間で明確化し、当該返還対象者である全ての債権者と貴社との間で債権債務関係を確定するとともに、迅速な返還を進めること。また、所在が不明である等の事情により直ちに返還できない事情を有する者についても、公示等の手段により債権債務関係を確定するとともに、未返還分の金額を別会計として保全する等の措置を講ずること。

(別添2) 改善勧告書 (令和5年12月22日付) の概要

かいぜんかんこく ないよう 【改善勧告の内容】

とうがいごとぎょうしゃ 1 当該事業者

だいひょうしゃ しょくしめい だいひょうとりしまりゃく なかで りょうすけ 代表者の職氏名 代表取締役 中出 了輔

 しゅ
 しゅ
 しゅ
 しゅ
 こう
 こう
 またる事務所の所在地
 東京都港区芝5丁目3番2号 +SHIFT MITA 6F

2 当該勧告に係る規定

- 3 勧告理由
- (1) 障害者虐待等にかかる法令等遵守の認識が不十分

ほうれいじゅんしゅせきにんしゃ じゅんしゅ ほうれいとう ないよう じゅうぶん はあく 法令 遵守責任者が遵守すべき法令等の内容を十分に把握していないことに加え、 にぎょうしょ じゅうぎょういん ほうれいじゅんしゅせきにんしゃ しめい やくわり にんしき よう 事業所の従業員についても、法令遵守責任者の氏名や役割を認識していない等、 ほうれいとうじゅんしゅ かか やくしょくいん やくわり けんげんおよ せきにん しょざい ふめいかく 法令等遵守に係る役職員の役割、権限及び責任の所在が不明確となっていること。

また、法令遵守マニュアル・法令遵守管理規定・事故防止マニュアル等、 ほうれいとうじゅんしゅ かか ほうしん さくてい せんじゅうぎょういん ないよう じゅうぶん りかい 法令等遵守に係る方針を策定しているが、全従業員がその内容を十分に理解し、 ぎょうむ じゅうじ みと 業務に従事しているとは認められないこと。

さらに、全国に所在する複数の事業所において、身体的虐待等の障害者虐待事案が発生しているにもかかわらず、障害者虐待等の再発防止・未然防止に向けた体制が 電気がしたできゃくたいとう が発生しているにもかかわらず、障害者虐待等の再発防止・未然防止に向けた体制が 電気がしたできゃくたいとう ではっぽうし、みぜんぽうし、むしたがない である。

結果として、利用者の人格を尊重する義務や障害者虐待等を未然に防止する 等法令遵守の認識が不十分であったこと。

(2) 食材料費の支払を受けることにかかる法令等遵守の認識が不十分

かかる事案については、一部の自治体等からの確認等を受けてから既に相当の期間が 過ぎているにもかかわらず過大に支払を受けた分の返還に向けた対応が進んでいるとは 言えず、法令等を遵守した事業所運営がなされていないこと。 (3) 食材料費に関して、法令等に適合した事業を運営する観点からの内部監査が適切に おこな 行われていないこと。

4 勧告事項

(1) 利用者に対する身体的虐待や利用者から過大な食材料費の支払を受けた事案を含め、諸法令に違反している実態はないかの検証を十分に行うこと。その際、きほうじん しょうがいなくし かくしぎょうしょ りょうしゃ しはらい うりかけ けいじょう うえ りょうしゃ しはらい うりかけ けいじょう うえ りょうしゃ しはらい うりかけ けいじょう うえ りょうしゃ こしはらい うりかけ けいじょう うえ りょうしゃ こしはらい うえんせん ひ はるか ていれん がく りょうしゃ 売上に計 上した上、利用者から支払を受けた金銭に比し遙かに低廉な額を利用者が よう する食材料費として各事業所に配分する手法」を採用する意思決定が行われた しょうさい けいいなら とうがいい しけっていおよ けいいなら とうがいい しけっていおよ けいいなら とうがいい しけっていおよ けいいなら しょうさい けいいなら とうがいい しけっていおよ けいとてき とうがいしゅほう きょうしん 関 にゅうこうぶ せきにん けんしょう きょうしん 執行部としての責任について検証し、明らかにすること。

- (2) 利用者から過大な食材料費の支払を受けた事案については、事実関係を正確に 世報することに努めた上、4 (2) の期日までに利用者(以前利用していた者、その 規族等を含む)から過大な食材料費の支払を受けた額の確定及び返還計画の策定を 特になる食材料費の支払を受けた額の確定及び返還計画の策定を でい、返還計画の履行責任者及び体制の明確化を行うこと。
- (3) 上記の(1) 及び(2) に関して、過大に収受した額の返還及びその他の不適切な事案への対応については、答案業所の指定権限を有する自治体に対応状況の報告を行うとともに、当該自治体の指導の下、迅速かつ確実に進めること。
- (4) 貴法人の内部監査が適切に機能するように、障害者総合支援法及び同法に基づく していまじゅん たかんけいしょほうれいとう はん こうい おこな 指定基準、その他関係諸法令等に反する行為を行っていないか、自らの監査機能を もち てきせつ せいさ たいせい こうちく 用いて適切に精査できる体制を構築すること。

(別添3) 厚生労働省から株式会社恵への指導事項(令和6年6月26日付)

- 指定障害福祉サービス事業者は、障害者総合支援法又は障害者総合支援法に基づく命令を遵守するとともに、利用者の意向等を踏まえ、適切かつ効果的にサービスを提供する義務を有していることから、各事業所の指定の更新時期到来までの間は、利用者の求めに応じて、確実にサービスを提供すること。

- 上記の進捗状況について、厚生労働省及び指定権限を有する都道府県等に対し、令和6年7月31日までに報告するとともに、その後も、定期的に進捗状況を報告すること。

(別添4) 各都道府県等に対する協力依頼通知(令和6年6月26日付)

で 発 0626第 2 号 たいか おん がっ にち 今和 6 年 6 月 26日

とどうあけんち じ 都道府県知事 かく していと ししちょう との 指定都市市長 殿 ちゅうかくししちょう 中核市市長

こうせいろうどうしょうしゃかい えんごきょくしょうがいほけん あくしぶちょう 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長こう いん しょう りゃく (公印省略)

かぶしきかいしゃめぐみ ふせいこういとう たいおう 株式会社恵の不正行為等への対応について

以上のことから、株式会社恵については、法第36条第3項第6号の規定による、いわゆる連座制が適用されることとなるが、都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。)においては、下記の項目について御協力いただくとともに、管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るなど、株式会社恵の利用者の継続的なサービス確保のために、遺漏なきようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に もと 基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1 障害福祉サービスの確実な提供

2 利用者に対する継続的なサービスの確保

指定共同生活援助事業者は、共同生活住居(以下「グループホーム」という。)から利用者が退居する際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活がきょう えんじょ けいぞくせい はいりょうしゃ かっよう えんじょ けいぞくせい はいりょ たいきょう さんじょ けいぞくせい はいりょ たいきょう えんじょ おこな で 後 や 援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行うとともに、他のサービスでいきょうごとぎょうしゃ れんけい っと ぎょ ゆう していき じゅんだい じょう ととから、都道府県等は、株式会社恵に対し、指定の更新時期到来時を含む利用者の退居に際しては、相談支援事業者や他のサービス提供事業者との密接な連絡調整をなく りょうしゃ たいきょうごとぎょうしゃ ないきょうごとぎょうしゃ ないきょうごとぎょうしゃ ないきょうごとぎょうしゃ ないきょうごとぎょうしゃ ないきょうごとぎょうしゃ ないきょうごとぎょうしゃ ないきょうだん 日本のよう 大いきょうごとぎょうしゃ ないきょうだん 日本のよう 大いきょうごとぎょうしゃ ないきょうだん 日本のよう 大いきょうごとぎょうしゃ ないきょうだん 日本のサービス提供事業者との密接な連絡調整をなく りょうしゃ たい けいぞくてき 含め、利用者に対する継続的なサービスが確保されるよう、支給決定市町村や関係だんたいとう 日本の上、適切に指導を行うこと。

併せて、グループホーム以外の障害福祉サービス利用者に関しても、継続的なサービスが確保されるよう、同様の指導を行うこと。

3 利用者や家族等への必要な情報提供

をどうあけんとう かぶしきかいしゃめぐみ 都道府県等は、株式会社恵のサービス利用者やその家族(以下「利用者等」という。)の安心を確保するために、株式会社恵に対し、各事業所において、現在の でようきょうとう かくじゅん かくじゅん かくじゅん 現在の ではらきょうとう たい ていねい せつめい じっし はらう おこな 状況等について利用者等に対して丁寧な説明が実施されるよう、指導を行うこと。

また、都道府県等が上記1及び2の措置を行うことなどについて広く周知するとともに、支給決定市町村や相談支援事業者を含む関係団体等とも連携の上で、相談をはなるといる。 まるなどして、利用者等への情報提供を図られたいこと。

いじょう

(別添 5) 株式会社恵による食材料費の過大徴収額及びその返還状況等

	あぐみ うんざい 恵 の運営す るグループホ ーム事業所数	かだれた。 ちょうしゅうの あった。 あった。 あった。 あった。 あった。 ま、 あった。 あった。 ま、 あった。 ま、 あった。 ま、 あった。 ま、 ま、 ま、 ま、 ま、 ま、 ま、 ま、 ま、 ま、	かだいちょうしゅうがく 過大徴収額 ^{そうがく} (総額)	^{かだ} 大しり い大しり で大しり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたしり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり にいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり にいたり でいたり にいたり でいたり にいたり にいたり にいたり にいたり にしい にしい にしい に	^{みへんかんがく} 未返還額 ^{そうがく} (総額)	************************************
いばらきけん 茨城県	7	5	4, 336, 104	85	- (*)	- (※)
たちぎけん 栃木県	4	3	3, 585, 422	46	- (%)	- (*)
ぐんまけん 群馬県	3	2	5, 158, 068	38	239, 919	5
お玉県	12	7	14, 266, 702	104	281, 486	2
きょりん 千葉県	13	11	25, 035, 937	260	1, 306, 684	12
とうきょうと 東京都	2	1	344, 161	41	0	0
神奈川県	3	3	6, 816, 203	84	1, 186, 732	25
しずおかけん 静岡県	7	3	1, 035, 619	28	0	0
あいちけん 愛知県	13	13	100, 620, 850	306	2, 751, 846	13
世んだいし仙台市	1	0	0	0	0	0
さいたま市	2	2	1, 717, 380	54	167, 225	16
きばし 千葉市	3	3	1, 582, 821	36	1, 178	1
かわさきし川崎市	1	1	5, 245, 402	24	134, 508	- (*)
さがみはらし 相模原市	3	1	25, 353	7	0	0
しずおかし 静岡市	1	1	218, 617	6	0	0
なごやし名古屋市	6	5	71, 680, 862	207	6, 170, 220	34
ふくおかし福岡市	3	0	0	0	0	0
水戸市	1	1	2, 809, 479	31	389, 945	3
うつのみやし 宇都宮市	3	2	505, 104	33	0	0
たかさきし 高崎市	1	1	28, 117	4	0	0
まえばしし前橋市	1	1	1, 189, 431	16	0	0
かわごえし 川越市	2	1	2, 341, 228	41	- (%)	- (※)
こしがやし 越谷市	1	0	0	0	0	0
ふなばしし 船橋市	1	0	0	0	0	0
ぎず市	2	2	5, 036, 396	44	0	0

とよはしし 豊橋市	2	2	9, 381, 584	39	0	0
ぉゕざきし 岡崎市	3	3	24, 272, 439	99	39, 525	2
とよたし豊田市	2	2	10, 649, 056	42	0	0
いちのみやし 一宮市	1	1	1, 387, 152	17	0	0
ごうけい 合計	104	77	299, 269, 487	1, 692	- (*)	- (*)

きゅう じょうき きんがくおよ にんずう こうせいろうどうしょう がっ にちじてん かぶしきかいしゃめぐみ うんえい しょうがいしゃ 注:上記の金額及び人数は、厚生労働省が6月20日時点で株式会社恵の運営する障害者グループホーム事業所の指定権者である都道府県等に確認し、回答のあった数値である。

※: 茨城県、栃木県及び川越市の未返還額と未返還者数、川崎市の未返還者数は現在各自治体で確認中である。このため未返還額及び未返還者の合計欄については「-」としている。

(別添6)グループホーム事業所の指定更新日

かくねんど していこうしんび とうらい ち年度に指定更新日が到来するグループホーム事業所の数(指定取消対象除く)

	かくねんど していこうしんび とうらい 各年度に指定更新日が到来するグループ ホーム	定員数
れいわ ねんどちゅう 令和6年度中	1 箇所	30人
れいわ ねんどちゅう 令和7年度中	2箇所	30人
れいわ ねんどちゅう 令和8年度中	13箇所	286人
れいわ ねんどちゅう 令和9年度中	32箇所	608人
れいわ ねんどちゅう 令和10年度中	37箇所	にん 582人
れいわ ねんどちゅう 令和11年度中	14箇所	にん 174人
	#ル かしょ ごうけい 全99箇所 (合計)	1,710人 (合計)

(参考) その他の連座制の適用対象となる事業所

- ・生活介護 (全28箇所)
- ・就労継続支援B型(全2箇所)
- ・居宅介護(全1箇所)
- ・重度訪問介護(全1箇所)
- * 短期入所 (全103箇所)



令和6年8月29日 記者発表資料

指定障害福祉サービス事業所の指定の一部効力停止に ついて

指定共同生活援助事業所「ふわふわ平塚」、「ふわふわ藤沢」及び「ふわふわ茅ヶ崎」に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)に基づく監査を実施した結果、次のとおり、指定障害福祉サービス事業所の指定の一部の効力の停止を行うこととし、事業者に通知しました。

1 事業者の名称等

事業者名 株式会社 恵

代表者 代表取締役 中出 了輔

所在地 東京都港区芝5丁目3番2号 +SHIFT MITA 6 階

2 対象事業所及び処分の内容

(1) 事業所名 グループホームふわふわ平塚

事業所の所在地	平塚市北豊田626-1
サービスの種類	共同生活援助(日中サービス支援型)
指定年月日	令和4年3月1日
処分の内容	指定の一部の効力の停止(6か月) (内容:新規利用者の受け入れ停止)
処分日	令和6年8月29日
停止期間	令和6年9月1日~令和7年2月28日

(2) 事業所名 グループホームふわふわ藤沢

事業所の所在地	藤沢市菖蒲沢1235
サービスの種類	共同生活援助(日中サービス支援型)
指定年月日	令和3年12月1日
処分の内容	指定の一部の効力の停止(6か月) (内容:新規利用者の受け入れ停止)
処分日	令和6年8月29日
停止期間	令和6年9月1日~令和7年2月28日

(3) 事業所名 グループホームふわふわ茅ヶ崎

事業所の所在地	茅ヶ崎市円蔵2621-1
サービスの種類	共同生活援助(日中サービス支援型)
指定年月日	令和3年9月1日
処分の内容	指定の一部の効力の停止(6か月) (内容:新規利用者の受け入れ停止)
処分日	令和6年8月29日
停止期間	令和6年9月1日~令和7年2月28日

3 指定の一部の効力の停止の理由

人格尊重義務違反(法第50条第1項第3号)

ア 上記2の3つの事業所について、開所から令和5年3月までの期間において、食材料費 として利用者から支払を受けた金額に比べて、低い金額を利用者に要する食材料費とし て、各事業所に配分し、その差額を事業者の収益としていた。

このことは、利用者から不適切に財産上の利益を得るものであり、経済的虐待にあたる 行為と考えられる。

なお、当該期間における過大徴収額は、「ふわふわ平塚」が2,070,244円、「ふわふわ 藤沢」が 2,114,987 円、「ふわふわ茅ヶ崎」が 2,630,972 円であった。

イ グループホームふわふわ藤沢について、令和5年8月、虐待通報があり、関係自治体の 調査の結果、従業者が利用者を取り押さえるという、身体的虐待の事実を確認した。

4 サービスを利用している利用者への対応

県は、利用者へのサービス提供が継続されるよう、引き続き、事業者を指導してまいります。



ともに生きる社会
- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、離もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します

- ANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局

参事兼福祉部障害サービス課長

監査グループ

髙橋 電話 045-210-4702

青木 電話 045-210-4736

